「総合的な交通のあり方検討会議」設置要綱

参考資料３

（目的）

第１条　大阪府、大阪市及び堺市の関係部局が連携し、大阪における交通の長期的な取組の方向性を総合的に検討することを目的に、総合的な交通のあり方検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（設置期間）

第２条　検討会議の設置は、第１条の目的を達成するまでの期間とする。

（事務局）

第３条　事務局は、大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課内に置く。

（組織）

第４条　検討会議は、別表１に掲げる職にある者により構成する。

（検討会議）

第５条　検討会議は、事務局が招集する。

２　検討会議においては、代理出席を可能とする。

３　事務局は、必要に応じて、関係者に対して検討会議への出席を求めることができる。

４　事務局は、学識経験を有する者その他関係者の意見を聴くことができる。

（ワーキング）

第６条　検討会議での議事又は専門的な事項等に関し必要な協議及び調整等を行うため、検討会議にワーキングを置くことができる。

２　ワーキングは、別表２に掲げる職にある者により構成するものとする。

３　ワーキングにおいては、代理出席を可能とする。

（庶務）

第７条　検討会議の庶務は、事務局において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、検討会議・ワーキングの運営に関し必要な事項は、事務局が検討会議に諮って定める。

附　則

　この要綱は、令和４年８月26日から施行する。

別表１

|  |
| --- |
| 大阪府政策企画部成長戦略局空港政策担当空港戦略推進監 |
| 大阪府スマートシティ戦略部戦略推進室長 |
| 大阪府都市整備部事業調整室長 |
| 大阪府都市整備部河川室長 |
| 大阪府都市整備部道路室長 |
| 大阪府都市整備部交通戦略室長 |
| 大阪港湾局計画整備部長 |
| 大阪港湾局計画整備部事業戦略担当部長 |
| 大阪港湾局計画整備部利用促進担当部長 |
| 大阪都市計画局計画推進室長 |
| 大阪市都市交通局次長 |
| 大阪市計画調整局交通政策室長 |
| 大阪市建設局企画部長 |
| 大阪市建設局道路河川部長 |
| 堺市建築都市局都心未来創造部長 |
| 堺市建築都市局交通部長 |

別表２

|  |
| --- |
| 大阪府政策企画部成長戦略局空港政策担当課長 |
| 大阪府スマートシティ戦略部戦略推進室地域戦略推進課長 |
| 大阪府都市整備部事業調整室事業企画課長 |
| 大阪府都市整備部河川室河川整備課長 |
| 大阪府都市整備部道路室道路整備課長 |
| 大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課長 |
| 大阪港湾局計画整備部計画課長 |
| 大阪港湾局計画整備部事業戦略課長 |
| 大阪港湾局計画整備部計画課計画調整担当課長 |
| 大阪都市計画局計画推進室総務企画課企画グループ参事 |
| 大阪市都市交通局鉄道ネットワーク企画担当課長 |
| 大阪市計画調整局計画部交通政策課長 |
| 大阪市建設局企画部企画課長 |
| 大阪市建設局道路河川部調整課長 |
| 堺市建築都市局都心未来創造部ベイエリア推進担当課長 |
| 堺市建築都市局交通部交通政策担当課長 |